

神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）
第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課</p> <p><u>神奈川県森林土木事業設計要領(治山編)</u> 第2編 設計編</p> <p>令和6年7月</p>	 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課</p> <p><u>神奈川県森林土木事業設計要領(治山編)</u> 第2編 設計編</p> <p>令和5年7月</p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）
第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
<p>第1章（略） 第2章 設計書の作成 第1節 治山ダム工 1～7（略） 8-1～8-2（略） 8-3. 重力式治山ダムの安定計算（「基準等」第4章 3 - 9 - 1 - 3） (1)～(4)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>治山事業における型枠選定フローチャート</u></p> <p>※化粧型枠については別途考慮すること。</p> <p><u>(補足説明) フローチャート制定の考え方について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 優先順位は①残存型枠使用の是非、②木材利用の可否、③経済性。 ①残存型枠使用の是非について <ul style="list-style-type: none"> 通常の降雨により上流からの土砂流出が懸念される、背面の掘削高さが高い、背面土が崩れやすいなど、安全性への配慮が特に必要な現場では残存型枠を積極的に使用する。ただし、労働安全衛生規則に則って施工すること。 工期短縮を理由として残存型枠を使用できるが、コンクリート構造物の工期は主に打設養生期間で決まるということを考慮すること。 ②木材利用の可否について 	<p>第1章（略） 第2章 設計書の作成 第1節 治山ダム工 1～7（略） 8-1～8-2（略） 8-3. 重力式治山ダムの安定計算（「基準等」第4章 3 - 9 - 1 - 3） (1)～(4)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）
第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>基本方針として全工事で可能な限り木材を利用した工法を推進するが、資材搬入や施工が困難な場合はこの限りではない。</u> ➤ <u>ただし、木材使用量の多寡に囚われないよう注意する。（無駄遣いはしない。そもそも残存型枠の必要性が無い部分は使用しない。）</u> ➤ <u>鋼製型枠の使用を否定するものではない。</u> ・ <u>③経済性について</u> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>木材利用および安全性への配慮という条件を満たした上で、経済的な工法を選択する。（残存メッシュよりも木製残存型枠を優先。）</u> <p>8-4 （略）</p> <p>9～13 （略）</p> <p>第2節～第5節 （略）</p> <p>第3章 （略）</p>	<p>8-4 （略）</p> <p>9～13 （略）</p> <p>第2節～第5節 （略）</p> <p>第3章 （略）</p>